

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

内閣府特命担当大臣(少子化対策担当) 松山 政司 様

## 平成 31 年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会 長 万田 康  
公益社団法人 全国私立保育園連盟  
会 長 小林 公正  
社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、新たな保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきた一方で、人口減少地域での保育の維持・確保も大きな課題であります。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

その実現のためには、現場の担い手である保育士等の確保や保育の質の確保、ならびに機能の向上について、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要であり、「子育て安心プラン」等に基づいた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

### 1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の改善が進められていますが、いまだ保育士と全職種の平均賃金に大きな差があります。保育士等の働きがいにつなげるためにも更なる改善を図ることを求めます。併せて、公定価格全体の算定には、基本単価の引き上げとともに積み上げ方式を堅持することを要望します。

また、次の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等キャリアアップ研修の実施にあたっては、研修の受講状況等を十分勘案し、すべての保育士等が無理なく受講でき、保育の質の向上が確実に進むよう、研修体系の整備を図ることが必要不可欠と考えます。

## 2. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化など、子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望します。

また、無償化にともない、自治体による独自の保育・子育て関係予算が削減されることのないよう、さらなる地域子育て支援の充実に向けた働きかけが必要です。

## 3. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

制度施行時に定められた特例制度（経過措置）や、新制度施行5年後の各種見直しにあたっては、保育団体の意見などを十分に反映していただくことを要望します。

特に、新制度施行後5年で経過措置が終了する事項について、これから新制度に移行する施設や、保育教諭の要件を満たすための教員免許・特例の取得状況を踏まえた、経過措置の延長を求めます。

## 4. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

## 5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

## 6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持について

平成32年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士等の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させて人材確保を確実にするという政府施策の方向性と一致するよう、公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

## 7. 税制改正に関する要望について

地域のセーフティネットとして、社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくため、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持するとともに、待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税（相続税を含む）を減免・免除することを要望します。